

令和6年9月26日

### No. 1 表示に関する実態調査報告書の公表について

消費者庁は、No. 1 表示に関する実態調査を行い、その結果に基づき、景品表示法上の考え方を取りまとめましたので、これを公表します。

「顧客満足度 No. 1」などのいわゆる No. 1 表示等は、その表示が合理的な根拠に基づかず、事実と異なる場合には、実際のもの又は競争事業者のものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認され、不当表示として景品表示法上問題となります。

近時、「顧客満足度」や「コスパが良いと思う」など第三者の主観的評価を指標とする No. 1 表示が多く見られ、これらの表示の中には、合理的な根拠に基づいているとはいえないものも存在するところです。消費者庁では、このような第三者の主観的評価を指標とする No. 1 表示を中心に、No. 1 表示を巡る実態を調査するため、No. 1 表示が含まれている表示物を収集・整理し、幅広い年代の消費者を対象とした意識調査を行うとともに、実際に No. 1 表示等を行っている広告主等にヒアリング調査を行いました。

今般、上記の調査結果に基づき、景品表示法上の考え方を整理し、「No. 1 表示に関する実態調査報告書」を取りまとめましたので、公表いたします。

#### 【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課 土田 吉井 山田

電話：03(3507)7564（直通）

ホームページ：<http://www.caa.go.jp/>